

社会福祉法人 第一会

役員報酬経理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 莓一会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

理事会出席報酬等 開催1回につき 10,000円 (税抜き)

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

評議会出席報酬等 開催1回につき 10,000円 (税抜き)

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、無報酬とする。

2 理事及び評議員が、理事会評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、無報酬とする。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、無報酬とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、次により報酬を支給することができる。

旅費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実費	実費	なし	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととする。

附則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。